事業規模別
復職支援対策のしおり

茨城産業保健推進センター

この度は、**「心の健康問題への復職支援に関する実態調査」**に御協力いただき誠にありがとうございました。
おかげさまで、このような対策案を作成することが出来ました。
深く御礼を申し上げます。

さて、本「事業規模別復職支援対策のしおり」ですが、

① 50人未満
② 300人未満
③ 300人以上

の事業規模別に**復職支援に関する**対策案を記載してあります。

まずは、皆様の事業規模に該当する部分をご覧頂き、現状と対策を御確認ください。

また、自分の該当する事業規模の部分が実施できているようであれば、次は1つ上の事業規模の部分を参考にするなど、自由にお使いいただければ幸いです。

主任研究者：友常祐介
共同研究者：笹原信一朗、平井康仁、小林直紀

平成24年度
労働者健康福祉機構産業保健調査研究

独立行政法人労働者健康福祉機構
茨城産業保健推進センター
〒310−0021
茨城県水戸市南町3−4−10 住友生命水戸ビル8階
TEL 029−300−1221
ホームページ http://www.ibaraki-sanpo.jp

50人未満の事業場

現状①

休職者が出ることが少ないため、制度整備が遅れていることが多いです。

休職者が復職する際、診断書に記載があるままに休職者を復職させている事業場が**56.5%**にものぼります。(300人以上の事業場では**15.1%**)

休職者が出てから制度整備も含めた対応を始めるのでは対応が後手になってしまいます。

メンタルヘルス対策の構築

- 復職判定委員会の設立
- 職場復帰支援プログラムの策定
- リワークプログラムの情報提供

相談先一覧

- **地域産業保健センター**(復職判定委員会や職場復帰支援プログラムなどについて)
- **茨城産業保健推進センター**(復職判定委員会や職場復帰支援プログラムなどについて)
- **茨城障害者職業センター**(リワークプログラムについて)

現状②

30.0%が事業主に理解がなく、困っています。しかし、このようなメンタルヘルス対策の構築を行うには**「事業主の協力」**が必要です。そこで、メンタルヘルス対策の構築を行う前に復職支援やラインケアなどについて事業主の理解を得て下さい。

事業主の理解を得る

- 復職支援やラインケアについて重要性を認識してもらう

相談先一覧

- **地域産業保健センター**(出張も実施している)

＊1 **復職判定委員会**:組織的に職場復帰支援の手続きを行うために設置する委員会。メンバーは産業保健スタッフ・人事労務担当者・管理監督者などで構成されます。

＊2 **職場復帰支援プログラム**:心の健康問題による休職者の職場復帰の際に、事業場において復帰部署や従事内容などを勘案し、半日勤務などのリハビリ勤務・軽勤務等を経て、計画的・段階的に職場復帰を果たしていくものです。

＊3 **リワークプログラム**:心の健康問題で休職している方を対象とした復職のためのリハビリテーションプログラムを医療機関等で行うものです。認知療法や軽作業を集団でおこなうことで、職場復帰をスムーズにし、再休職を予防することを目的として行われています。

300人未満の事業場

現状①

　これまでに休職者の対応を行ったことがある事業場も多いのではないでしょうか。
しかし、**事業場によって制度整備の状況が様々**であり、診断書に記載されているとおりの日付で復職させる事業場は**41.2%**と、全体的にまだまだ制度整備は不十分な現状だと考えられます（300人以上の事業場では**15.1%**）。

メンタルヘルス対策の構築

- **復職判定委員会の設立**
- **職場復帰支援プログラムの策定**
- **リワークプログラムの情報提供**

相談先一覧

- **茨城産業保健推進センター**（復職判定委員会や職場復帰支援プログラムなどについて）
- **茨城障害者職業センター**（リワークプログラムについて）

現状②

　復職支援は多くある仕事の1つとなってしまうため、その**対応について自信を持って対応をすることは難しい**のではないでしょうか。**37.9%**の担当者が、**知識や資格に自信がない**と回答しています。まずは、知識・資格・自信などを十分なものにしてください。
　さらに、復職支援を行うにあたり、**事業主の理解・職場の管理監督者の理解が不可欠**です。そのために、ただ復職支援を行うだけではなく、同時に事業主や管理監督者に対し、**何故復職支援の活動が重要であるかということを理解して頂く活動**も同時に行って下さい。

復職支援の知識・復職支援に関する相談

相談先一覧

- **茨城産業保健推進センター**
  センターの産業保健セミナーを受講する
  職場に講師を派遣してもらいセミナーを開催する　　など

＊1　復職判定委員会：組織的に職場復帰支援の手続きを行うために設置する委員会。メンバーは産業保健スタッフ・人事労務担当者・管理監督者などで構成されます。
＊2　職場復帰支援プログラム：心の健康問題による休職者の職場復帰の際に、事業場において復帰部署や従事内容などを勘案し、半日勤務などのリハビリ勤務・軽勤務等を経て、計画的・段階的に職場復帰を果たしていくものです。
＊3　リワークプログラム：心の健康問題で休職している方を対象とした復職のためのリハビリテーションプログラムを医療機関等で行うものです。認知療法や軽作業を集団でおこなうことで、職場復帰をスムーズにし、再休職を予防することを目的として行われています。

300人以上の事業場

現状①

制度整備も行われており、復職にあたりしっかりとした対応ができている事業場が多いです。

このような場合、復職支援の整備やその手続きなどといった問題ではなく、職場の理解などが問題になってくることが多いです。実に**43.4%**の事業場で**職場の理解が欲しい**、と回答しています。何故そのようなことがおこるかというと、**職場の管理監督者の復職支援やメンタルヘルスの理解がない**ためであることが多いです。

今後より良い復職支援を行っていくためには、**管理監督者の理解を得られる**ような活動を行って下さい。この際、**産業医の協力**が得られるとなお良いです。

管理監督者のメンタルヘルスに関する知識の構築

- 精神疾患に関する一般的な知識
- セルフケアおよびラインケア
- 3次予防活動

相談先一覧

- 茨城産業保健推進センター

  センターの産業保健セミナーを受講する
  職場に講師を派遣してもらいセミナーを開催する　　など

現状②

「復職は無理だと思われるのに本人が希望する」場合の対応にも苦慮することが多いです。**37.0%**の事業場で、この問題に頭を悩ませています。対応は非常に困難であることが多いですが、

①産業医と協力すること
②対応を予め定め、組織的な対応を行うこと

が非常に重要です。

復職支援に関する相談

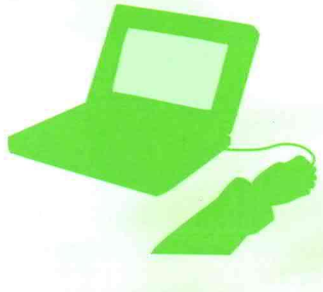

相談先一覧

- 茨城産業保健推進センター

  センターの産業保健セミナーを受講する
  職場に講師を派遣してもらいセミナーを開催する　　など